公印省略

２高ケ推第５３５号－２
令 和 ２ 年 ９ 月 ２ ３ 日

各介護サービス事業者　殿

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
介護人材確保対策室長

介護サービス事業所等における緊急短期雇用創出事業について（二次募集）

日頃から適正な介護サービス事業の運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症の発生により、重症化しやすい高齢者への感染防止のため、様々な対応を求められ、事業所職員の皆様におかれましては、平時に増して負担が生じていることと存じます。

さて、本県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け働く場を失った方（以下「対象者」という。）への雇用機会を創出するため、令和２年５月から令和２年７月までの概ね３か月程度で、「福岡県緊急短期雇用創出事業」を実施しており、その中で、「福岡県介護サービス事業所等における緊急支援体制確保事業」として、介護サービス事業所等において対象者を雇用した場合に、経費の一部を助成することとしていました。

今般、事業者の皆様からの期間延長の声を受けるとともに、県内で新型コロナウイルス感染症が再度感染拡大傾向にあることを受け、対象となる雇用開始日の範囲を**令和２年５月から令和３年１月**まで延長し、補助対象期間を**令和２年５月から令和３年３月**までの範囲内で概ね３か月に延長したため、再度交付申請を受けつけることとなりました。

当該事業は、対象者を、身体介護以外の周辺業務を担う「介護助手」として雇用し、利用者に関わりのない業務のうち専門的な知識がない者でも可能な業務に従事させることにより、短期雇用の創出とともに、介護職員の負担軽減を図ることを目的としています。

つきましては、下記により**１２月２８日（月）まで**に交付申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

１　事業概要、申請手続き等

別添の「福岡県介護サービス事業所等における緊急支援体制確保事業実施要領」をご確認ください。

なお、「福岡県介護サービス事業所等における緊急支援体制確保事業費補助金交付要綱」及び要綱様式のデータについては、福岡県ホームページに掲載しています。

【掲載場所】

トップページ＞健康・福祉・子育て＞介護・高齢者福祉＞介護職員・介護支援専門員＞介護サービス事業所等における緊急支援体制確保事業

２　従事させる業務

昨年度において本県が作成した「介護助手の手引き」で示す難易度Ｃクラスの業務に従事させることを想定しています。

手引きには、介護施設等において介護助手を受け入れ、介護職員が専門性の高い業務に専念するための受入体制づくりや業務の切り出し等に関することを記載しております。